

政令第 号

航空法関係手数料令等の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十五条、航空法の一部を改正する法律（平成六年法律第七十六号）附則第五条第二項並びに航空法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十二号）附則第三条第二項及び第四条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（航空法関係手数料令の一部改正）

第一条 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）交付又は閲覧を請求する場合にあつては、千円）」を削る。

第四条第一号中「（電子情報処理組織により航空機登録証明書又は耐空証明書の再交付を申請する場合にあつては、五百八十円）」を削り、同条第二号中「（電子情報処理組織により再交付を申請する場合に

あつては、千八百円」を削る。

第七条第二号中「（電子情報処理組織により実地試験を申請する場合にあつては、四万九千四百円）」を削る。

別表第一第一号中「電子情報処理組織により」を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）」に改め、同表第二号中「（電子証明申請の場合にあつては、七百七十一万三千円）」を削り、同表第三号中「（電子情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。）にあつては、四万八千九百円）」、「（電子検査申請の場合にあつては、九万六千四百円）」、「（電子検査申請の場合にあつては、五万七千四百円）」、「（電子検査申請の場合にあつては、四万二千三百円）」、「（電子検査申請の場合にあつては、五万六千六百円）」、「（電子検査申請の場合にあつては、四百八十円）」及び「（電子検査申請の場合にあつては、五万二千二百円）」を削る。

別表第二第一号中「（電子情報処理組織により証明又は検査を申請する場合（以下この号において「電

子証明等申請の場合」という。()にあつては、十一万七千円)「及び「(電子証明等申請の場合にあつては、三十三万四千二百円)「を削り、「八千九百円(電子証明等申請の)」を「八千九百円(電子情報処理組織により証明又は検査を申請する)」に改める。

別表第三第一号中「(電子証明申請の場合にあつては、四万六千五百円)「、「(電子証明申請の場合にあつては、四万二百円)「、「(電子証明申請の場合にあつては、五万二千四百円)「、「(電子証明申請の場合にあつては、五万二千四百円)「及び「(電子証明申請の場合にあつては、三万四千七百円)「を削り、同表第二号中「(電子情報処理組織により変更を申請する場合(以下この号において「電子変更申請の場合」という。)にあつては、四万八千二百円)「、「(電子変更申請の場合にあつては、二万五千五百円)「、「(電子変更申請の場合にあつては、三万九千九百円)「及び「(電子変更申請の場合にあつては、三万六百元)「を削る。

別表第四第二号中「(電子検査申請の場合にあつては、十一万六百元)「を削り、同表第三号中「(電子検査申請の場合にあつては、九万六千八百円)「及び「(電子検査申請の場合にあつては、十九万二千四百円)「を削る。

別表第五第二号中「百二十四万六千七百円（電子検査申請の場合）」を「百二十四万六千七百円（電子情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。））」に改める。

（航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正）

第二条 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（平成六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して引換えを請求する場合にあつては、千八百円）」を削る。

第三条 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十二年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（次条第二号において「電子情報処理組織により」という。）引換えを請求する場合にあつては、千八百円）」を削る。

第二条第二号中「（電子情報処理組織により実地試験を申請する場合にあつては、五万二百円）」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、航空法等の規定に基づく申請等を電子情報処理組織を使用して行う場合における手数料の額の適正化を図る必要があるからである。